

# コンプライアンス規程

株式会社ベストサポート



# コンプライアンス規程

## (目的)

第1条 この規程は、株式会社 ベストサポート（以下「法人」という。）のコンプライアンスに関する基本的事項を定めることにより、コンプライアンスの確立とその適切な運営を確保することを目的とする。

## (定義)

第2条 法人におけるコンプライアンスとは、役員及び法人に勤務する全ての職員（以下「役職員等」という。）が次の各号を熟知並びに理解し行動することをいう。

- ①法令
- ②関係通知
- ③法人の規程・規則（以下「社内規程」という。）
- ④社会規範・社会的良識

## (基本方針)

第3条 法人は、コンプライアンスの徹底が経営の基盤をなすことを強く認識し、社会福祉事業上求められるあらゆる法令、社内規程等の遵守はもとより、社会規範・社会的良識に則した誠実かつ公正な事業を遂行していくものとする。

## (義務)

第4条 役職員等は、自らの職務に関する法令等を誠実に遵守して職務を遂行しなければならない。

- 2 役職員等は、社会規範・社会的良識に則して行動しなければならない。
- 3 役職員等は、自らの職務に関する法令等について正しい知識を習得するよう努めなければならない。
- 4 役職員等は、コンプライアンス違反の事実又は可能性を認識した場合には、担当者等に通報・相談するなど当該事態の是正に努めなければならない。

## (禁止事項)

第5条 役職員等は、次に掲げることをしてはならない。

- (1)自ら法令等に違反する行為をすること
- (2)他の役職員等に対し、法令等に違反することをさせること
- (3)他の役職員等に対し、法令等に違反することを教唆すること
- (4)他の役職員等の法令違反行為を黙認すること
- (5)虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報を行うこと
- (6)社内規程等の定めに違反すること

(免責の制限)

第6条 役職員等は、次に掲げることを理由として、自ら行ったコンプライアンス違反行為の責任を免れることはできない。

- (1)法令等について正しい知識がなかったこと
- (2)法令等に違反しようとする意思がなかったこと
- (3)法人の利益を図る目的で行ったこと

(コンプライアンス体制)

第7条 コンプライアンス責任者（以下「責任者」という。）は、代表取締役が当たる。

2 責任者は、次に掲げる役割を担う。

- (1)コンプライアンス違反行為が発生、又は役員等からの通報若しくは相談があった場合、コンプライアンス調査委員会の設置
- (2)コンプライアンス違反行為が発生した場合、速やかな対応策の検討・実施及び再発防止策の周知徹底
- (3)重大なコンプライアンス違反行為が発生した場合、取締役会への報告

3 コンプライアンス担当者（以下「担当者」という。）は、代表取締役及び各統括管理者とする。

4 担当者は、各事業所において、次に掲げる役割を担う。

- (1)コンプライアンスに関する対応及び責任者への報告
- (2)コンプライアンスに関する法人諸規程等の周知徹底
- (3)業務に関連する法令等の制定・改正・廃止等に関する情報の収集及び周知
- (4)コンプライアンスに関する教育・研修の実施

(コンプライアンス調査委員会)

第8条 コンプライアンス調査委員会は、法人本部に設置する。

2 委員長及び委員は代表取締役が指名する。

3 コンプライアンス調査委員会は次に掲げる役割を担う。

- (1)コンプライアンス違反の調査並びに違反行為の判断及び責任者への報告
- (2)対応策並びに再発防止策の検討・決定及び責任者への報告
- (3)通報者への調査及び対応結果の通知

4 調査及び対応策等の検討に当たって、必要と認められる者を招集することができる。

(通報・相談処理体制)

第9条 役職員等からの通報・相談を受付ける窓口は、代表取締役とする。

2 役職員等は、次に掲げる状況が発生した場合、法人本部に通報若しくは相談し、指示を仰がなければならない。

- (1)第2条各号に反する行為若しくはそのおそれのある行為を行った場合、又は発見した場合
  - (2)利用者や関係機関等からの重大な苦情等があり、コンプライアンス違反の可能性が判明した場合
- 3 通報を受けた者は、速やかに責任者に報告しなければならない。

(通報者等の保護)

第10条 法人は、通報者が通報又は相談したことを理由として、通報者に対して、解雇その他いかなる不利益処分を行ってはならない。

2 法人は、通報者が通報又は相談したことを理由として、通報者の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じなければならない。また、通報者に対して不利益な取り扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合、就業規則に基づいて処分を科することができる。

(通報者への通知)

第11条 法人は、通報者に対し調査結果及び是正結果について、被通報者（違反行為をした、若しくはその可能性がある」と通報された者をいう。）のプライバシーに配慮した上で、速やかに通知しなければならない。

(懲戒等)

第12条 職員が第9条第1項から第3項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。

2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ）の場合は、戒告とし、職員の場合は、就業規則に従い戒告、譴責、減給、出勤停止、降職・降格・諭旨退職又は懲戒解雇とする。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。